相続人確認表

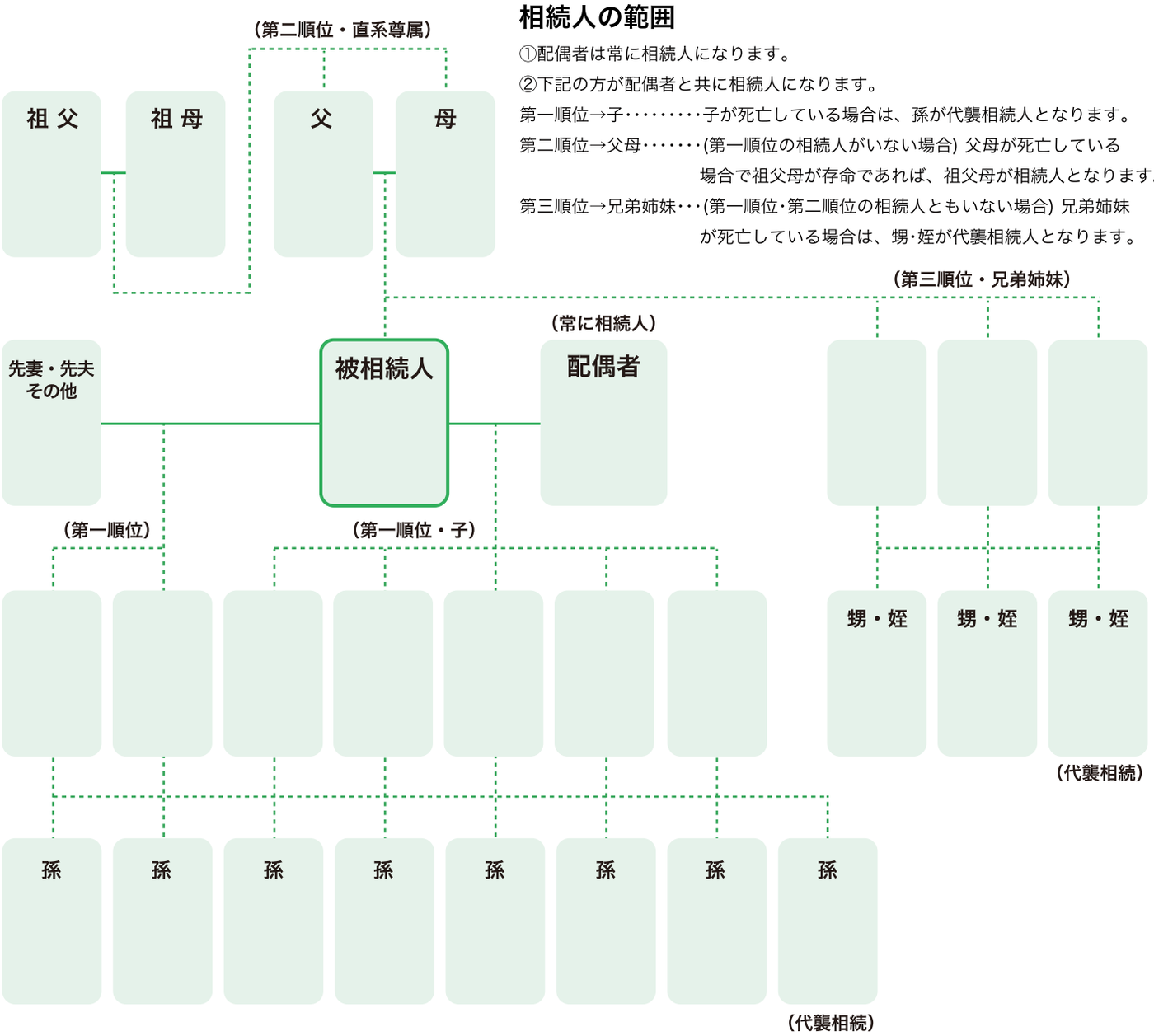

相続人の範囲

①配偶者は常に相続人になります。

②下記の方が配偶者と共に相続人になります。

第一順位→子・・・・・・・・・子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。

第二順位→父母・・・・・・・(第一順位の相続人がいない場合) 父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。

第三順位→兄弟姉妹・・・(第一順位･第二順位の相続人ともいない場合) 兄弟姉妹が死亡している場合は、甥･姪が代襲相続人となります。

千葉信用金庫（取扱店　　）

《 相談窓口 》

連絡先：

受付時間：平日　午前 9:00 ～ 午後 3:00